

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給に係る受領委任払に関する同意書

年 月 日

春日部市長 あて

事業者（以下「乙」という。）が被保険者（以下「甲」という。）に対して実施する住宅改修において、甲及び乙は、春日部市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱要綱（以下「要綱」という。）に従い、下記の各事項を遵守することを誓約し、誠実に住宅改修の受領委任払を行うことに同意します。

（被保険者：甲） 住 所

氏 名

印

（事 業 者：乙） 所在地（住所）

事業者名

代表者名

印

記

**被保険者：甲が遵守する事項**

1. 受領委任払の対象者は、春日部市の被保険者であって、要介護認定又は要支援認定を受け在宅で介護を受けており、介護保険料の滞納なく、給付制限を受けていない者とする。
2. 住宅改修の工事内容については、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターの担当ケアマネジャー、事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密に事前相談を行うこと。
3. 乙に介護保険被保険者証を提示すること。
4. 住宅改修の着工前に必要な書類を添付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書を提出すること。
5. 介護保険住宅改修提出確認書が届いたら、事業者へ連絡をすること。
6. 住宅改修工事の完成後、介護保険住宅改修費に係る住宅改修費用明細書兼確認書（以下「確認書」という。）に記載されている被保険者自己負担額を乙へ支払うこと。
7. 乙へ被保険者自己負担額を支払った後、必要な書類を添付し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書を提出すること。

**事業者：乙が遵守する事項**

1. 住宅改修の提供に関しては、関係法令、通達、及び要綱を遵守すること。

2. 住宅改修を行う甲が、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な住宅改修が行えるよう調整、援助及び施工を行うとともに、住宅改修により甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
3. 住宅改修を行うにあたっては、春日部市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
4. 甲から当該住宅改修を受領委任払で取り扱うことを求められた場合には、甲の提示する介護保険被保険者証によって、春日部市の被保険者であること、また、要介護認定又は要支援認定を受けていること、さらに給付制限を受けていないことを確認すること。
5. 住宅改修を前提として行われた設計および積算の費用は、実際に住宅改修が行われた場合に支給対象とする。当該住宅改修に関する見積書の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかにその変更の内容を甲及び春日部市に連絡すること。
6. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書を受領した月の翌月の末日までに市が支給額を決定し、乙の指定する口座にその金額を振り込むという事務処理を承知していること。
7. 住宅改修についての見積書を作成する際には、住宅改修の内容、施工場所、商品名、商品番号、改修に要する費用、事業所名及び連絡先等を明記し、甲に十分説明したうえで発行すること。
8. 住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを甲より受けるものとし、これを減免し又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事が完了し自己負担金を受領したときは、領収書及び確認書を発行すること。
9. 当該住宅改修の施工により甲に対して賠償すべき事態が発生した場合は、当事者間で協議のうえ、関係法令に従いその責任の範囲において、甲にその損害を賠償すること。
10. 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払による住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修完了の日から2年間保存すること。
11. 住宅改修費の支給に関して必要があると市長が認めた場合には、介護保険法の規定により、事業者に対して報告、提出、提示、出頭を求め、又は事業所への立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査することとなるため、住宅改修を適正に行うこと。なお、関係法令、通達、実施要綱、又はこの遵守事項に違反し、その是正等について市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
12. 甲から苦情又は相談があった場合は、必要に応じて状況を詳細に把握し事実の確認を行うこと。なお、苦情に対しては、甲の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。
13. 業務上知り得た甲またはその家族の情報を他へ漏らさないこと。
14. 乙は、この同意書の写しを保管し、甲にも交付すること。